

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成30年3月26日

月曜日

号外(8)

目次

規則

○富山県単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

1

規則

富山県単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年3月26日

富山県知事 石井 隆一

富山県規則第4号

富山県単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

富山県単純労務職員の給与に関する規則（昭和34年富山県規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表第5中	を	「	57	に改める。
		57		
		57		
		58		
		58		
		58		
		59		
		59		
		59		
		60」		
		「	56	
		57		
		57		
		57		
		58		
		58		
		58		
		59		
		59		
		59		
		59」		

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の富山県単純労務職員の給与に関する規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(人 事 課)